

○高知市老人福祉法施行細則

(平成 21 年 4 月 1 日規則第 40 号)

改正 平成 25 年 4 月 1 日規則第 35 号 平成 26 年 10 月 1 日規則第 114 号
平成 28 年 1 月 1 日規則第 8 号 平成 28 年 4 月 1 日規則第 64 号
平成 30 年 4 月 1 日規則第 36 号

高知市老人福祉法施行細則(平成 10 年規則第 38 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）の施行に関し、法、老人福祉法施行令（昭和 38 年政令第 247 号）及び老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(備付書類)

第 2 条 高知市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）は、法第 10 条の 4 第 1 項並びに第 11 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により措置した者（以下「被措置者」という。）につき、措置台帳（様式第 1 号）を作成し、常にその記載事項について整理するものとする。

2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理するものとする。

(1) ケース番号登載簿(様式第 2 号)

(2) 養護受託者登録簿(様式第 3 号)

(養護老人ホームへの入所等の措置)

第 3 条 法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる措置を希望する者は、措置申出書（様式第 3 号の 2）によりその旨を福祉事務所長に申し出なければならない。

2 福祉事務所長は、前項の規定による申出に係る措置を開始し、又は当該措置を変更し、停止し、若しくは解除したときは、措置決定通知書（様式第 4 号）により被措置者に通知するものとする。

(養護受託)

第 4 条 施行規則第 1 条の 7 の規定による申出は、養護受託申出書（様式第 5 号）により行うものとする。

2 福祉事務所長は、前項の養護受託申出書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、当該申出をした者を養護受託者とするものの可否を決定し、適当と認めたときは第 2 条第 2 項第 2 号の養護受託者登録簿に登録するとともに、養護受託者決定通知書（様式第 6 号）により当該申出をした者に通知するものとし、適当でないとき認めるときは養護受託申出却下通知書（様式第 7 号）により当該申出をした者に通知するものとする。

(入所依頼等)

第5条 福祉事務所長は、法第11条第1項第1号に掲げる養護老人ホームへの入所の委託をしようとするときは入所依頼書(様式第8号)により当該養護老人ホームの長に依頼するものとし、同項第3号に掲げる養護受託者への養護の委託をしようとするときは養護委託書(様式第9号)により当該養護受託者に依頼するものとする。

2 養護老人ホームの長又は養護受託者は、前項の依頼があったときは、入所委託又は養護委託を受託する旨又は受託できない旨を入所・養護受託承諾(不承諾)書(様式第10号)により福祉事務所長に回答しなければならない。

3 福祉事務所長は、法第11条第1項第1号又は第3号に掲げる措置を解除するときは、入所・養護委託措置解除通知書(様式第11号)により当該養護老人ホームの長又は養護受託者に通知するものとする。

4 前3項の規定は、法第11条第1項第1号又は第3号に掲げる措置の変更について準用する。

(葬祭依頼)

第6条 福祉事務所長は、法第11条第2項の規定により養護老人ホーム又は養護受託者に被措置者の葬祭を委託しようとするときは、葬祭依頼書(様式第12号)により、当該養護老人ホームの長又は養護受託者に依頼するものとする。

2 養護老人ホームの長又は養護受託者は、前項の依頼があったときは、葬祭を実施する旨又は実施することができない旨を葬祭受諾(不承諾)書(様式第13号)により福祉事務所長に回答しなければならない。

(要措置者通告等)

第7条 民生委員その他の者は、法第10条の4第1項及び第11条第1項の措置を要すると認められる者を発見したときは、福祉事務所長に通告するものとする。この場合において、福祉事務所長は、当該措置を要すると認められる者が他の市町村において措置されるべき者であるときは、当該他の市町村の長又は福祉事務所の長にこれを通報するものとする。

(費用の徴収等)

第8条 福祉事務所長は、法第28条第1項の規定に基づき法第11条第1項第1号又は第3号に掲げる措置に要する費用の全部又は一部を当該措置に係る被措置者又はその扶養義務者(以下「被措置者等」という。)から徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する費用(以下「徴収金」という。)の月額、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、月の途中で施設に入所し、若しくは退所し、又は養護受託者の家庭に転入し、若しくは転出した被措置者に係るその入退所し、又は転入出した日の属する月の徴収金の月額は、当該月の実措置日数を当該月の実日数で除した割合により算定するものとする。

(1) 被措置者 別表1に定める額

(2) 被措置者の扶養義務者 別表2に定める額

- 3 前項の規定にかかわらず、養護老人ホームに入所した被措置者で介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受け、特別養護老人ホームへ入所の申込みを行ったものに係る徴収金の月額の上限は、当該入所の申込みを行った日の属する月から1年間に限り、49,460円とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、被措置者等の世帯に被災その他やむを得ないと認められる事情により収入に著しい変動が生じた場合は、当該被措置者等に係る徴収金の額は、福祉事務所長が別に定める。
- 5 福祉事務所長は、前3項の規定により徴収金の額を決定したときは、費用徴収額決定（変更）通知書（様式第14号）により当該被措置者等に通知するものとする。
- 6 前項の徴収金の額の決定に当たっては、被措置者は収入申告書（様式第15号）を、被措置者の扶養義務者は所得の証明書等を提出しなければならない。
- 7 被措置者等は、福祉事務所長が発行する納付書により、4月分から2月分までの徴収金については当該月分を翌月の末日までに、3月分の徴収金については3月末日までに納付しなければならない。

(徴収金の額の変更決定)

第9条 福祉事務所長は、徴収金の額の決定の基礎となった被措置者の対象収入又は被措置者の扶養義務者の所得税額、市民税額若しくは生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に変動が生じたときは、徴収金の額の変更決定を行うものとする。

- 2 前条第5項及び第6項の規定は、徴収金の額の変更決定について準用する。

(徴収金の減免)

第10条 福祉事務所長は、徴収金の額の決定又は変更決定を行った後、別に定める特別の事情により被措置者等が当該徴収金の納付が困難となったときは、その額を減免することができる。

- 2 前項の規定により徴収金の減免を受けようとする者は、費用減免申請書（様式第16号）により、福祉事務所長に申請しなければならない。
- 3 福祉事務所長は、前項の申請があったときは、これを審査の上、費用減免決定通知書（様式第17号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(措置費の概算請求)

第11条 養護老人ホームの長等又は養護受託者は、毎月分の法第11条第1項第1号及び第3号並びに第2項の措置に要する費用（以下「措置費」という。）について、その月の5日までに老人保護措置費概算請求書（様式第18号）により市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、これを審査し、速やかに措置費を当該養護老人ホームの長等又は養護受託者に交付しなければならない。

(措置費の精算)

第12条 養護老人ホームの長等又は養護受託者は、前条第2項の規定により交付された措置費について、翌月の5日までに老人保護措置費精算書(様式第19号)により市長に報告しなければならない。

(被措置者状況変更)

第13条 施行規則第6条の規定による届出は、被措置者状況変更届(様式第20号)により行うものとする。

(老人居宅生活支援事業の開始)

第14条 法第14条の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届(様式第21号)により行うものとする。

(老人居宅生活支援事業の変更)

第15条 法第14条の2の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届(様式第22号)により行うものとする。

(老人居宅生活支援事業の廃止又は休止)

第16条 法第14条の3の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止・休止届(様式第23号)により行うものとする。

(老人デイサービスセンター等の設置)

第17条 法第15条第2項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等設置届(様式第24号)により行うものとする。

(老人デイサービスセンター等の変更)

第18条 法第15条の2第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等変更届(様式第25号)により行うものとする。

(老人デイサービスセンター等の廃止又は休止)

第19条 法第16条第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等廃止・休止届(様式第26号)により行うものとする。

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可申請)

第20条 施行規則第3条第1項に規定する申請書は、老人ホーム設置認可申請書(様式第27号)によるものとする。

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の開始)

第21条 法第15条第4項の規定による認可を受けた施設の長は、その事業を開始したときは、老人ホーム事業開始届(様式第28号)により、その旨を速やかに福祉事務所長に届け出なければならない。

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の変更)

第22条 法第15条の2第2項の規定による届出は、老人ホーム事業変更届(様式第29号)により行うものとする。

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止等の認可申請)

第 23 条 施行規則第 5 条に規定する申請書は、老人ホーム事業廃止・休止・入所定員変更認可申請書（様式第 30 号）によるものとする。

（有料老人ホームの設置）

第 24 条 法第 29 条第 1 項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届（様式第 31 号）により行うものとする。

（有料老人ホームの事業の変更）

第 25 条 法第 29 条第 2 項の規定による届出は、有料老人ホーム事業変更届（様式第 32 号）により行うものとする。

（有料老人ホームの廃止又は休止）

第 26 条 法第 29 条第 3 項の規定による届出は、有料老人ホーム廃止・休止届（様式第 33 号）により行うものとする。

（改善命令による措置結果報告書）

第 27 条 社会福祉法人又は日本赤十字社は、法第 19 条第 1 項の規定により施設の設備又は運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいて採った措置の結果を、改善命令による措置結果報告書（様式第 34 号）により、その処分を受けた日から 30 日以内に市長に報告しなければならない。

（改善命令による有料老人ホーム措置結果報告書）

第 28 条 有料老人ホームの設置者は、法第 29 条第 13 項の規定によりその改善に必要な措置を採るべきことを命ぜられたときは、これに基づいて採った措置の結果を、改善命令による有料老人ホーム措置結果報告書（様式第 35 号）により、その処分を受けた日から 30 日以内に福祉事務所に報告しなければならない。

（その他）

第 29 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の高知市老人福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づきされた申請、決定その他の行為は、この規則による改正後の高知市老人福祉法施行細則（以下「新規則」という。）の相当規定に基づきされた申請、決定その他の行為とみなす。

3 旧規則の規定に基づく様式は、新規則の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

（老人福祉法第 28 条の規定により徴収する額の決定及び徴収に関する規則の廃止）

4 老人福祉法第 28 条の規定により徴収する額の決定及び徴収に関する規則（昭和 47 年規則第 70 号）は、廃止する。

（老人福祉法第 28 条の規定により徴収する額の決定及び徴収に関する規則の廃止に伴う経過措置）

5 施行日前に前項の規定による廃止前の老人福祉法第 28 条の規定により徴収する額の決定及び徴収に関する規則の規定に基づきされた決定その他の行為は、新規則の相当規定に基づきされた決定その他の行為とみなす。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 1 日規則第 114 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 1 日規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 64 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日規則第 36 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知市老人福祉法施行細則の規定に基づく様式は、この規則による改正後の高知市老人福祉法施行細則の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。